

奈良県内の主な行政相談活動（令和2年度）



行政相談の概要

行政相談とは、国民の皆様から国の行政などに関する苦情や意見等について、関係する行政機関にあっせんを行うなどし、その解決の促進を図る制度です。総務省奈良行政監視行政相談センターと県内の行政相談委員（69人）が相談をお聴きしています。

奈良県内の行政相談処理件数

令和2年度における行政相談処理件数は、計1,425件となっており、このうち、行政相談委員の処理によるものが587件と41%を占めています（表1）。

また、国等の行政事務に関する相談は676件であり、このうち、苦情及び要望・陳情事案は362件、照会事案が314件となっています（表2）。

表1 窓口別処理件数（単位：件、%）

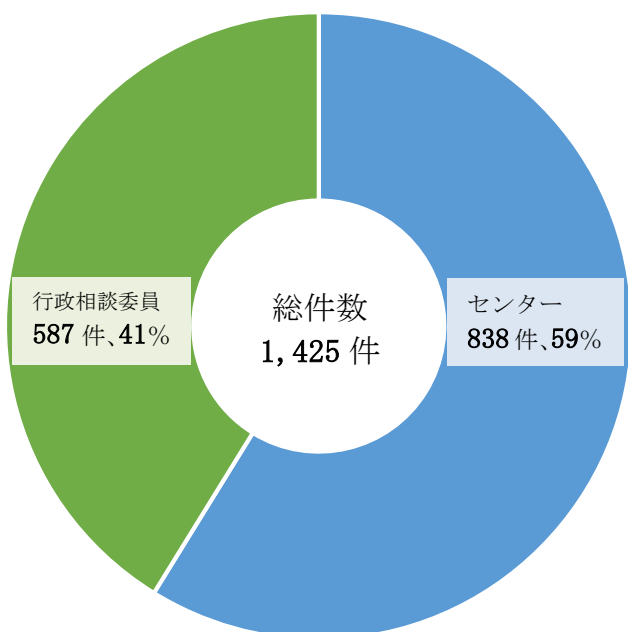
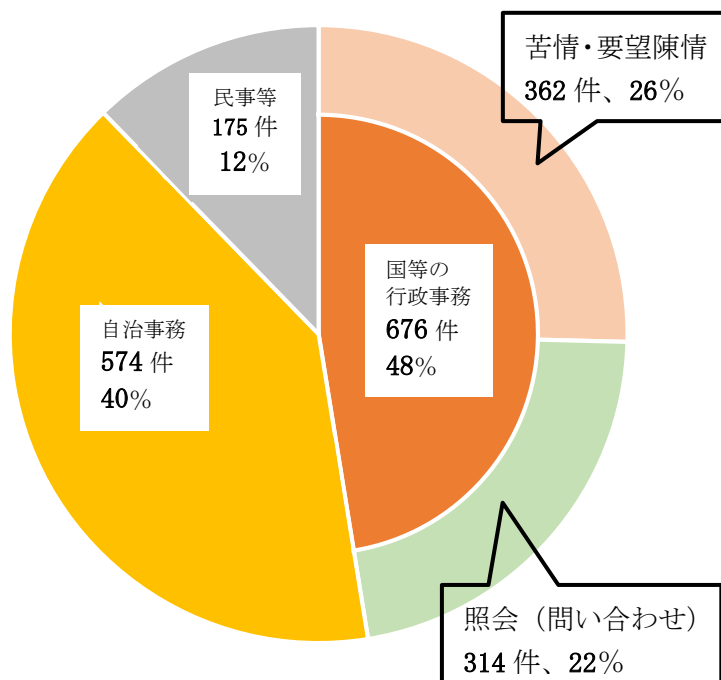


表2 事案分類別処理件数（単位：件、%）



なお、令和2年度の国等の行政事務に関する相談の処理件数676件を行政分野別にみると、生活保護、健康・保健、登記、税金、人権擁護・自殺対策などの相談が多くみられます。

行政相談委員が開設する相談所について

行政相談委員は、相談する方が利用しやすいように、決まった日時に市町村役場のほかコミュニティセンター、社会福祉施設などの場所で相談所を開設しています。

令和2年度は、県内69名の行政相談委員が延べ474回、相談所を開設しました。



※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、相談所の開設を中止等することが多かったため、相談処理件数及び相談所の開設件数は、例年より減少傾向となっています。